

良縁会・規約

第一条（名称）

良縁システムを利用する相談所によって構成する団体を「良縁会」と称する。

良縁会は、誠実で信頼ある、お世話好きな仲人さん（以下「相談所」という）によって構成される。

良縁会の運営事務局は（株）デンファレに置くこととする。※「良縁会」の名称使用に当たっては会の承諾が必要となります。

第二条（目的）

良縁会は相互扶助の精神に基づき、相談会員の入会並びに成婚率をより高める必要な共同事業及び情報交換を行い、互いの繁栄を図り、社会に貢献することを目的とする。

第三条（相談所と良縁会の関係）

1. 運営事務局は、各相談所に対し、結婚に関する情報データ・サービスを提供する。
2. 各相談所は、各々独立した経営主体であり、良縁会との雇用関係はないものとする。
3. 相談所と契約した相談会員への責任は各相談所が負い、良縁会は責任を負わないものとする。
4. 相談所が休業、廃業する時は相談会員より発生した入会金、会費などは各相談所が清算するものとする。

第四条（事業）

良縁会の各相談所は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 相談会員の配偶者選択に関し、個人的属性・希望条件等を明らかにし、良縁情報誌・w e b 情報に掲載し、データ交換をする。
2. 相談会員の“より良い出会い”を容易にするため、積極的な広報活動を行う。
3. 相談会員のお見合いの場を提供し、交際・成婚に至るまで温かい支援を行う。
4. 相談所の結婚相談事業の運営における料金体系等は各相談所にて設定する。

第五条（相談所の義務）

相談所は、本規約第二条の目的を達成する為、誠実に次の義務を果たさなければならない。

1. 相談所は、良縁会が提出を求める所定の手続きに応じる。
2. 相談会員申込書時に未婚を証明する書類並びに提出書類には真実を記載する。
3. 相談会員の了解なく見合取組の申込をしない。（聞き合わせは可）
4. 相談会員が、成婚・退会になった時は、良縁システムを通じて良縁会に報告をする。
5. 相談会員のうち、日本以外に本籍をもつ会員、帰化していない（外国籍）にある会員は国際会員とする。
6. 別紙日常業務ガイドラインに基づく禁止事項を遵守。（違反発覚時、金銭のペナルティが発生する場合があります）

第六条（秘密の厳守）

相談会員が相談所へ提出した書類については秘密を厳守すると共に、相談会員の同意なしには相手方に直接書類を開示してはならない。但し、お見合い聞き合わせ等判断材料とする為の相談所活動状況についてはこの限りではない。

また相談所が相談会員に対して相手相談所の情報を開示してはならない。相談所ならびに会員が情報を漏えいし、損害を与えた場合は損害の賠償責任が発生する。

第七条（相談所の入会）

入会資格は次の要件を備える個人、法人とする。

1. 当会の規約、目的及び事業に賛同、同意いただけた方。
2. 事務局と契約書を作成すること。
3. 住民票（法人の場合、謄本）等の身分証明書を提出すること。

第八条（相談所資格の喪失）

1. 退会届けを提出した時。但し、退会届けは3ヶ月前に書面にて事務局に提出すること。
2. 規約の定めにより、除名をされた時。
3. 支払停止、銀行取引停止、手形取引停止又は破産をした時。
4. 死亡若しくは行方不明となり3ヶ月以上連絡が取れない時。
5. 会費及びシステムサービスの使用料を3ヶ月以上滞納した時。

第九条（除名）

次の各号の一つに該当した相談所はこれを除名する。除名された相談所は良縁情報誌を事務局に返還することとし、納入された会費の返還には応じないものとする。

1. 本規約第二条の目的を阻害し、又は阻害しようとする事が明らかになった者。
2. 本規約第五条の一つに該当し、勧告後も改善がみられないと判断された時。
3. システムの機能を利用するにあたり、不正行為があった者。
4. 犯罪、その他良縁会の信用と品位をそこなう行為があった者。

5. 反社会勢力の関係者、又はそれに準ずる者と判明した者。
6. 当会の事業を妨げ、名誉を傷つけ目的に反する行為があつた時。
7. 例会に於いて他人の中傷、罵声など著しく会の妨げになる行動があつた時。
8. 各種広告宣伝活動にて虚偽、及び法的違反があつた時。
9. 第十条に該当
10. 会員との金銭、社会的トラブルが発生した時。
11. 除名決議があつた時。

第十条（禁止事項）

1. 売春斡旋
2. 結婚（事実婚）以外の男女交際斡旋
3. 相談所、相談会員との間で金銭の貸借
4. 信用を失墜する行為、誇大広告等社会的に問題のある宣伝行為等
5. 他相談所会員への勧誘行為
6. 他連盟への勧誘禁止
7. 事務局と同等の連盟（会員検索システムの保有）を立ち上げることの禁止
8. 他連盟との重複加盟は認めるが場合によっては禁止

第十一条（名義変更）

1. 第三者に譲度、名義変更をしてはならない。但し、良縁会事務局の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

第十二条（その他）

1. 相談所が本規約第二条の目的をそこねるか、又は本規約に定める所に反し、良縁会あるいは、他の相談所の名誉と品位を傷つける時、相談所は告発・告訴・訴訟等の法律的手段を取る事ができるものとする。
2. 相談所と相談会員との間に生じた紛争に關し、訴訟を提起する場合は、各相談所の責任で対応するものとする。
3. 相談所ならびに相談会員相互間の紛争については、良縁会（事務局）は関知せず、責任を問われないものとする。
4. 事務局は相談所の相談事業遂行を巡る郵便の事故、行き違い等による写真、データの紛失等のトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

第十三条（規約の改正と公告）

1. 良縁会は本規約第二条の目的を誠実、かつ速やかに達成するために必要と認めた場合は、この規約を改正する事がある。
2. 規約を改正した場合は、相談所支部に通知する。

第十四条（拠出金の不返還）

相談所が退会、除名、資格喪失した場合、初期費用、月会費等の拠出金の返金を求めるることは出来ない。

第十五条（退会、除名の手続き）

相談所が退会、除名により資格喪失した時は、すみやかに退会届及び良縁情報誌を良縁会（事務局）に返却するものとする。

以上

〈付則〉

- この規約は 2001 年 6 月から更新実施します。
この規約は 2014 年 1 月から更新実施します。
この規約は 2014 年 3 月から更新実施します。
この規約は 2015 年 3 月から更新実施します。
この規約は 2015 年 8 月から更新実施します。
この規約は 2016 年 1 月から更新実施します。
この規約は 2016 年 7 月から更新実施します。
この規約は 2016 年 11 月から更新実施します。
この規約は 2017 年 5 月から更新実施します。
この規約は 2017 年 8 月から更新実施します。
この規約は 2022 年 11 月から更新実施します。